

平成27年12月16日
平成29年2月24日一部改正
平成30年3月23日一部改正
令和3年9月21日一部改正
令和7年7月15日一部改正
学 長 裁 定

科学研究費助成事業に関する応募資格及び応募要件等について

奈良教育大学（以下「本学」という。）における科学研究費助成事業への応募資格及び応募要件等については、科学研究費助成事業の公募要領、募集要項等に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 科学研究費助成事業の応募資格

一. 本学に所属する者のうち、科学研究費助成事業の応募時点において研究活動を行うことを職務に含む者及び研究活動に実際に従事している者で、次に掲げる者を科学研究費助成事業（奨励研究を除く）の応募資格を有する者とする。

- (1) 学長及び理事
- (2) 大学教員
- (3) 特任教員
- (4) 研究員
- (5) 日本学術振興会特別研究員
- (6) その他学長が認める者

二. 前項の資格を有する者で、定年退職最終年度、若しくは任期最終年度に応募を行う場合は、翌年度に本学に於いて前項各号の何れか、若しくは他の研究機関で研究活動を行う職種に就く予定の者であること。

三. 科学研究費助成事業（奨励研究）の応募資格を有する者は次のとおりとする。

- (1) 附属学校園教員
- (2) 事務職員及び技術職員

四. 第1項及び第3項に定める者のうち、次に該当する者は別に定める応募に関する申請書を提出し承諾を得ること。

- (1) 第1項第6号の者
- (2) 第3項第2号の者
- (3) 外部資金により雇用されている者

2. 科学研究費助成事業の応募要件

科学研究費助成事業に応募をしようとする者は次の全ての要件を満たさなければならない。

- 一. 応募する研究活動を本学の研究活動として行うこと。
- 二. 採択された科学研究費助成金の管理は、奈良教育大学科学研究費助成事業経理事務取扱要領をはじめとする機構及び本学の会計関係規則に従うこと。
- 三. 本学内に研究場所が確保されていること。
- 四. 採択された科学研究費助成事業に係る研究活動の実施に当たっては、奈良国立大学機構公的研究費等取扱規程及び奈良教育大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則をはじめとする機構及び本学の規則等を遵守すること。

3. 外部資金により雇用されている者の科学研究費助成事業（研究代表者及び研究分担者）の取扱い。

- 一. 外部資金により雇用されている者は、当該外部資金による事業（以下「委託業務」という。）の一環として科学研究費助成事業（研究代表者及び研究分担者）に応募することはできない。ただし、応募する科学研究費助成事業の研究課題の目的・内容が、委託業務の研究課題と密接な関係があり、その研究成果を充実・発展させる意義があり、かつ、委託事業の委託元から他の活動に従事してはならない旨の専従義務が課されていない場合で、学長が特に認めた場合は応募することができるものとする。
- 二. 外部資金により雇用されている者が委託業務外として科学研究費助成事業による研究活動を行う場合は、以下のすべての項目に該当する場合に限るものとする。
 - (1) 委託業務と科学研究費助成事業業務を勤務時間やエフォートによって明確に区分するとともに、委託業務に支障を生じさせないこと。
 - (2) 委託元から他の活動に従事してはならない旨の専従義務が課されていないこと。
 - (3) 委託業務外の時間であって、科学研究費助成事業業務に充てることのできる時間が十分確保されていること。

4. 労働者災害補償保険法による災害補償の対象とならない（業務外として科学研究費助成事業を実施する）者の取扱い

- 一. 労働者災害補償保険法による災害補償の対象とならない（業務外として科学研究費助成事業を実施する）者は、科学研究費助成事業業務期間中、賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。